

浄化槽にも！ 法定検査 定期健康診断が必要です



「浄化槽」は我が家のちいさな下水処理場
水洗トイレや台所などの排水をきれいにします。

これが
「浄化槽」

下水道でない
お宅には埋まっ
ているはず！

※一部、他の処理方法
の家庭もあります。

※下水道かご不明の場
合はお住いの市町村
にお尋ねください。

埼玉県のマスコット
「コバトン」

浄化槽も定期健康診断で長生き！

浄化槽には、日頃のメンテナンス（くみ取りや点検）とあわせて、
年1回の法定検査が必要です。長く浄化槽をお使いいただくため
にもぜひ、受検をお願いします。



法定検査の
お申込みは

埼玉県指定検査機関

一般社団法人
埼玉県環境検査研究協会

☎048-649-5151

埼玉県・市町村・埼玉県合併処理浄化槽普及促進協議会

法定検査 Q&A

Q 水洗トイレですが、浄化槽なのか下水道なのか分かりません。

A 浄化槽は庭先などに2、3個のマンホールと送風機があります。



マンホール



送風機

Q 業者が定期的に保守点検に来ます。法定検査は必要ないのではないですか。

A 保守点検は、機械の調整・修理、消毒薬の補充といったメンテナンスです。

法定検査は、総合的に浄化槽の機能診断を行い、最終的に水がきれいになったことを確認する検査です。

内容と目的がちがい、どちらも必要です。

Q 法定検査を受けないとどうなりますか。

A 故障により多額の費用がかかったり、悪臭の発生などで近所に迷惑をかけることがあります。また、知らないうちに川を汚してしまいます。

県や市町村が改善を命じたり、罰則を適用することもあります。

Q 検査にはいくらかかりますか。

A 一般家庭用で5,000円です。



桶 川 市
環 境 課

TEL 048-786-3211

浄化槽に関するお問合せ

各市町村浄化槽担当課

埼玉県

中央環境管理事務所 ☎048-822-5199

環境部水環境課 ☎048-830-3083

彩の国

